



首都直下地震対策の進捗状況 (ライフライン等に係る定性的目標)

内閣府（防災担当）

首都直下地震対策検討ワーキンググループ（第2回）

令和6年6月24日（月）

首都直下地震緊急対策推進基本計画の定性的目標の進捗状況（1/12）

＜目標と進捗状況＞ 首都中枢機能の維持

項目 ※右欄が定性的目標	取組状況（R5フォローアップ回答から）
業務継続体制の構築 （i）金融決済機能の継続性の確保 ・首都直下地震の様々な被害想定に対し、重要な金融決済機能を地震発生当日中に復旧させる体制を整備するとともに、主要拠点や役職員の機能の毀損度等に応じた業務継続手段の強化を図る。	【金融庁】 ○災害発生当日中の復旧体制整備、主要拠点や役職員の機能の毀損度等に応じた業務継続手段の強化に関して、災害発生等を想定した訓練やコンティンジェンシープラン（BCP基本方針等）・BCP対応に係る事務マニュアルの整備等を継続的に実施しつつ、取り組んでいる。 ○重要な金融決済機能を担う事業者（東証、JSCC、ほふり、ほくり）における ・BCPの策定率 ・非常用発電設備導入率 ・通信設備、データバックアップ設備の準備状況に関しては、100%となっている。
ライフライン及びインフラの機能目標を果たす対策	（i）発電・送電システムの耐震化等 ・首都中枢機関への長期的な電力供給支障が生じないよう、発電・送電システム等の耐震性の向上や供給裕度の確保等を図る。 【経済産業省】 ○地震発生時に、火力発電所の長期脱落による電力供給支障を防ぐことを目的に、系統に与える影響が比較的大きい発電事業の用に供する発電用火力設備を対象に、一定の耐震性を確保することを技術基準に規定（令和元年措置）。 ○送配電設備の支持物については、風圧荷重が地震荷重より大きくなることから、風圧荷重を考慮することで耐震性を確保するという考え方をとっているところ、令和元年台風15号による鉄塔倒壊事象を受け、送配電設備の支持物の風圧荷重に係る技術基準を見直した（令和2年措置）。 ○発電システムについては、電気事業者より電気事業法に基づく供給計画の提出を通じて、特定規模電気事業者より電力需給計画報等を通じて、電力需給バランスの状況に係る情報を把握し、安定供給に必要な予備率の確保につとめる。 ○送電システムについては、マスタープランを踏まえて個別の系統整備計画を策定し、電源や需要の動向を踏まえつつ、費用便益評価を行い、整備時期や工事費概算、費用負担などの具体的な検討を行っていく。
	（iii）水道の基幹管路の耐震化 ・首都中枢機関への長期的な水供給支障が生じないよう、基幹管路である導水管、送水管、配水本管の耐震化を図る。 【国土交通省】 ○国土強靱化年次計画及び防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策のもと、基幹管路の耐震化を推進してきた。また、令和3年度より、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に取り組んでおり、水道事業者に対し技術的、財政的支援を行い、耐震化を推進している。 ○基幹管路の耐震化を図ることで、最低限必要な水の供給は継続することが可能と考える。なお、首都中枢機関が設置する給水設備や重要な機器の耐震化・災害対策については、各施設管理者において適切に対応していただく必要がある。 ○地震によって施設が損傷を受けた場合でも、水道システム全体として速やかに一定の給水が確保できるよう、水道事業者において施設整備が行われている。なお、水道施設耐震工法指針・解説（2022年版、（公社）日本水道協会）にも、そのように対応するべきことが明記されている。 ○管路の耐震化は、管路の継ぎ手部分が抜けにくいような構造にすることから、液状化対策にも資するものである。したがって、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に基づき、基幹管路の耐震化を進めることで、液状化対策も進むことになる。

注）「取組状況（R5フォローアップ回答から）」の部分については、「定性的目標」だけでなく、「施策本文」に対応する取組を含んでいる。

首都直下地震緊急対策推進基本計画の定性的目標の進捗状況（2/12）

＜目標と進捗状況＞ 首都中枢機能の維持

項目 ※右欄が定性的目標		取組状況（R5フォローアップ回答から）
ライフライン及びインフラの機能目標を果たす対策	(iv) 下水道施設の耐震化 首都中枢機能における長期的な排水処理に支障が生じないよう、基幹的な下水道施設（下水処理場、ポンプ場、管きよ）の耐震化を図る。	【国土交通省】 ○大規模な地震時においても下水道が最低限有すべき機能を確保するために、下水処理場の揚水・沈殿・消毒施設、ポンプ場の揚水施設及び防災拠点と下水処理場を結ぶ管きよ等の耐震化や液状化によるマンホールの浮上防止に取り組んでいる。全国の災害時における主要な管きよ、下水処理場及びポンプ場の機能確保率は、令和3年度末時点で、主要な管きよ約55%、下水処理場約40%、ポンプ場約37%であり、順調に進捗している。 ○平成21年度に重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」と、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進するための事業制度として創設した「下水道総合地震対策事業」について、令和4年度までの制度を、令和5年度から令和9年度まで5年間延伸した。
	(v) 電気、ガス、上下水道の復旧体制の充実 首都中枢機能に関わるライフラインの早期復旧のための体制を充実する。	【国土交通省】 ○災害時における水道の早期復旧を図るため、応急給水及び応急復旧に関して、日本水道協会の構成団体（水道事業者等）による全国規模の応援体制が構築されている。 ○適切な応援体制の確保に向けた支援のため、令和2年2月27日付けで、厚生労働省に対する、より詳細な被害情報の報告を都道府県に依頼している。 ○危機管理対策マニュアル策定指針（地震対策マニュアル策定指針）を整備し、施設等復旧応援団体等との応援協定の締結を記載するなど、技術的助言を行っているところである。また、水道事業者においては、当該指針を参考として、地震が発生した際に早急に対応できるよう、対策マニュアルを策定している。 【経済産業省】 ○電気事業法において、一般送配電事業者が災害時連携計画を作成し、経済産業省へ届出を行うことを義務化。 ○一般送配電事業者は、停電の早期復旧に資するべく、非常災害時における一般送配電事業者間の応援事業者の体制整備に関する計画を策定。 ○ガス事業法において、一般ガス導管事業者が災害時連携計画を作成し、経済産業省へ届出を行うことを義務化。 ○一般ガス導管事業者はガスの早期復旧に資するべく、非常災害時における一般ガス導管事業者間の応援事業者の体制整備に関する計画を策定。 【国土交通省】 ○地震発生時においても下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制し、速やかな復旧を可能にするため、下水道BCPの策定を推進。平成30年北海道胆振東部地震等の対応を踏まえて、下水道BCP策定マニュアルを令和2年4月に改訂。改訂マニュアルに基づく下水道BCPの見直しを要請し、令和3年度末で概ね100%を達成した。 ○電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化を推進

注）「取組状況（R5フォローアップ回答から）」の部分については、「定性的目標」だけでなく、「施策本文」に対応する取組を含んでいる。

首都直下地震緊急対策推進基本計画の定性的目標の進捗状況（3/12）

＜目標と進捗状況＞ 首都中枢機能の維持

項目 ※右欄が定性的目標		取組状況（R 5フォローアップ回答から）
ライフライン及びインフラの機能目標を果たす対策	(i)放送機能の確保 ・首都直下地震にも対応できる放送設備と体制を確保する。	【総務省】 ○放送法施行規則において、放送設備の安全信頼性に関する技術基準を整備（平成23年6月）。放送設備の据付け及び構成部品に関して、大規模地震を考慮した耐震対策を講じることを規定。また、基幹放送の業務を確実に実施するため、緊急時の連絡体制が整備されていることを申請時に求めることとしている。 ○基幹放送事業者は、放送法関係審査基準において「災害が発生した場合においても、災害放送を確実に実施するための体制を確保する計画を有すること」とされており、例えば、NHKにおいては、首都圏の放送センターの機能が停止した場合、大阪放送局が代替し、放送を継続する計画を有している。そのほか、在京キー局においても、機能が停止した場合に、系列ネットワーク局での発局に切り替えるなどの放送継続計画を有している。 ○毎年度、放送停止事故に関する放送事業者からの報告内容を集計・分析して公表し、各社にフィードバック（継続）。 ○ケーブルテレビについては、「有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令」を改正し、IP放送に係る技術基準を平成31年1月に制定した。また、業務を確実に実施するため、緊急時の連絡体制が整備されていることを申請時に求めることとしている。
	・首都圏の放送機能のバックアップ機能の確保、予備の伝送機能等の確保を図る。	【総務省】 ○放送法施行規則において、放送設備の安全信頼性に関する技術基準を整備（平成23年6月）。放送設備の損壊又は故障に備えた予備機器の設置、並びに応急復旧機材の配備、損壊又は故障を直ちに検出し通知する機能の具備、商用電源断に備えた予備電源の確保等の対策を講じることを規定。 ○基幹放送事業者は、放送法関係審査基準において「災害が発生した場合においても、災害放送を確実に実施するための体制を確保する計画を有すること」とされており、例えば、NHKにおいては、首都圏の放送センターの機能が停止した場合、大阪放送局が代替し、放送を継続する計画を有している。そのほか、在京キー局においても、機能が停止した場合に、系列ネットワーク局での発局に切り替えるなどの放送継続計画を有している。 ○首都圏の放送機能のバックアップ機能の確保、予備の伝送機能等の確保を図るため、「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業等においてケーブルテレビネットワークの光化の取組を進めている（令和4年度予算までにおいて123件の交付決定）ほか、放送ネットワーク整備支援事業において、幹線の2ルート化等の取組を進めている（令和4年度予算までにおいて41件の交付決定）。
	・国内外への情報発信の確保を図る。	【総務省】 ○放送法施行規則において予備機の確保について規定し、国内外に対して情報発信できる体制を確保している ○基幹放送事業者は、放送法関係審査基準において「災害が発生した場合においても、災害放送を確実に実施するための体制を確保する計画を有すること」とされており、例えば、NHKにおいては、首都圏の放送センターの機能が停止した場合、大阪放送局が代替し、放送を継続する計画を有している。そのほか、在京キー局においても、機能が停止した場合に、系列ネットワーク局での発局に切り替えるなどの放送継続計画を有している。 ○基幹放送事業者において、被害状況や復旧状況等の放送を国外にも発信する体制を確保出来ている。首都圏の放送センターの機能が停止した場合、（国外への災害情報の発信を）大阪放送局が代替する

注）「取組状況（R 5フォローアップ回答から）」の部分については、「定性的目標」だけでなく、「施策本文」に対応する取組を含んでいる。

首都直下地震緊急対策推進基本計画の定性的目標の進捗状況（4/12）

<目標と進捗状況> 首都中枢機能の維持

項目 ※右欄が定性的目標		取組状況（R 5フォローアップ回答から）
ライフライン及びインフラの機能目標を果たす対策	(ii) 電話等通信機能の確保 ・首都中枢機能に関わる通信回線について、被災リスクが低い「とう道」等に収容するとともに、多ルート化等に努める。	【総務省】 ○事業用電気通信設備規則（省令）において、都道府県庁及び市町村役場をカバーする基地局と交換設備の間を接続する伝送路設備の複数経路化等を定めている。 ○重要な伝送路の冗長化について制度化済みであり、適切な対応が図られている ○電気通信事業者は通信回線を「とう道」等に収容することで、耐災害性確保に努めている。 【内閣府】 ○（中防防災無線関連）災害に強い無線回線に通信事業者回線等を組合せ、回線の多ルート化を進め、ネットワークの信頼性を確保した。 - 指定行政機関については、1週間以上の非常用電源を確保している。
	(iii) 情報通信インフラの復旧体制の充実 ・災害救助機関を始めとする首都中枢機能に関わる情報通信インフラの早期復旧のための体制を充実する。	【総務省】 ○災害時における通信サービスの確保に向けて、指定公共機関である電気通信事業者との間で、基本的な初動等対応方針を策定しており、同方針に基づき、災害発生時には、通信サービスの確保に向けて、迅速かつ適切な初動等対応に取り組んでいる。 ○対応方針に基づき定期的に連携訓練を実施するなど、早期復旧のための体制整備に必要な取組を実施している。
その他	(i) 首都中枢機関以外の国の機関の業務継続体制の確保 ・首都中枢機関以外の国の機関において、業務継続計画の作成等により、業務継続体制の確保を図るとともに、必要な見直しを行う。	【各府省等】 ○首都直下地震緊急対策区域の地方支分部局について全局作成されていることを確認（58/58）。

首都直下地震緊急対策推進基本計画の定性的目標の進捗状況（5/12）

＜目標と進捗状況＞ 緊急対策区域における政府が講ずべき措置

項目 ※右欄が定性的目標		取組状況（R5フォローアップ回答から）
計画的かつ早急な 予防対策の推進	(iv)医療施設の耐震化 ・災害時の医療の拠点となる災害拠点病院及び救命救急センターの耐震性が不十分な建物について、耐震補強等を図る。	【厚生労働省】 ○医療提供体制施設整備交付金（医療施設等耐震整備事業）を通じ財政支援を実施している。 ○災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率は94.6%
	(iv)地震に対する初期消火対策 ・地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、地震時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防災カーテン等の防災品、住宅用消火器やエアゾール式簡易消火具の普及を促進する。	【消防庁】 ○春・秋の全国火災予防運動や住宅防火・防災キャンペーン等の機会を通じ、各消防本部による住宅用火災警報器、防災品、住宅用消火器等の普及啓発に取り組んでいるほか、住宅防火に関する動画の作成及び公開による広報活動を行っている。
	・大規模集客施設に設置される自衛消防組織の要員の消防団加入を始めとする充実・強化を図る。	【消防庁】 ○消防団への組織的な協力について、事業所や経済団体に働きかけるよう各地方公共団体に要請。また、被用者の入団促進に向けて、消防団活動に対する事業所の理解・協力を得るため、消防団活動に積極的に協力している事業所を消防団協力事業所として認定し、表示証を交付する「消防団協力事業所表示制度」の普及や地方公共団体における事業所への支援策の導入促進を図っている。
	・大規模集客施設におけるスプリンクラー設備の耐震化を推進する。	【消防庁】 ○有識者及び関係業界による検討の結果を踏まえて、「スプリンクラー設備等の耐震措置に関するガイドライン」を平成30年5月に策定し、消防機関、消火設備業界団体、設計者団体あてに周知した。
	(v)常備消防力の強化 ・消防職員数の確保や消防防災施設・設備の整備等を行う。	【消防庁】 ○平成18年の消防組織法改正以降、消防広域化推進アドバイザーを派遣するなど、都道府県及び市町村における消防の広域化や連携・協力の取組を支援するとともに、これらに伴って必要となる経費に対し、必要な財政措置を講じている。なお、広域化については58地域、連携・協力の類型である指令の共同運用については、46地域193本部で実現している。
	(vi)消防団の充実・強化 ・地域防災体制の中核的存在である消防団について、団員数の増加に努める。	【消防庁】 ○報酬等の処遇改善、若者や女性を含む幅広い住民に向けた広報、機能別団員制度の活用の促進等に取り組んでいる。

注）「取組状況（R5フォローアップ回答から）」の部分については、「定性的目標」だけでなく、「施策本文」に対応する取組を含んでいる。

首都直下地震緊急対策推進基本計画の定性的目標の進捗状況（6/12）

<目標と進捗状況> 緊急対策区域における政府が講ずべき措置

項目 ※右欄が定性的目標		取組状況（R 5フォローアップ回答から）
計画的かつ早急な予防対策の推進	・消防団の避難誘導や救助活動を安全に行うために必要な資機材、車両、施設等の整備充実及び教育訓練の充実を図る。	【消防庁】 ○救助用資機材を搭載した多機能消防車を無償で貸し付け、消防団員に対する訓練を支援。 ○消防団員が救助用資機材等を安全で円滑に利用できるようにするため、都道府県の消防学校（43/47都道府県）において技術講習を実施。
	(vi)拠点地区におけるエネルギーの自立化・多重化 ・都市機能が集積した拠点地区において、災害時の業務継続に必要なエネルギーを確保するためのエネルギーの自立化・多重化を支援する。	【国土交通省】 ○大都市の防災性の向上、国際競争力の強化のため、平成29年4月より、特定都市再生緊急整備地域における都市再生安全確保計画に基づくエネルギー導管等の面的整備に係る支援を継続して実施している。 ※国際競争業務継続拠点整備事業の目的 災害に対する対応力の強化として、都市機能が集積しエネルギーを高密度で消費する特定都市再生緊急整備地域において、災害時の業務継続の確保に資するエネルギーの面的ネットワークの整備に必要な事業費の一部に補助を行うことにより、エネルギーの自立化・多重化を図り、大都市の国際競争力の強化、都市の防災性向上を促進することを目的とする。
	災害対応型給油所等の普及による燃料供給体制の確保 ・災害対応型給油所等の設備導入補助を通じて、自家発電設備や緊急用可搬式ポンプを全国に備えられるよう導入を促進する。	【経済産業省】 ○サプライチェーン上重要な油槽所等を中心に非常用発電設備の整備・増強を行った。非常用発電機を備えて災害時に一般車両への燃料給油を担う「住民拠点SS」を全国に約15,000箇所の整備を完了した。
	・燃料供給が途絶した場合に備え、避難所となり得る場所への災害用LPガスバルク等の導入を支援する。	【経済産業省】 ○大規模災害時等においても、避難困難者が多数生じる施設等や公的避難所等の社会的重要なインフラの機能を維持するために、石油ガス災害バルク等の設置の支援を行ってきた。平成25年よりこれまでに病院・学校・福祉施設等に合計1391カ所に設置。
	ゼロメートル地帯等を守る海岸堤防、河川堤防の耐震化 ・被害想定を踏まえ、対策区間や対策内容の見直し等を行い、地震時の破堤等により浸水を許した場合に壊滅的な被害を及ぼすゼロメートル地帯等において、河川・海岸堤防等の耐震化対策を推進する。	【農林水産省、国土交通省】 ○河川堤防の耐震化対策を実施。（第4次社会資本整備重点計画における指標にも登録されており、相当程度進展している。） ○海岸堤防の耐震化対策を実施。（第4次社会資本整備重点計画における指標にも登録されており、令和2年度までに概ね目標を達成済み。）

注）「取組状況（R 5フォローアップ回答から）」の部分については、「定性的目標」だけでなく、「施策本文」に対応する取組を含んでいる。

首都直下地震緊急対策推進基本計画の定性的目標の進捗状況（7/12）

＜目標と進捗状況＞ 緊急対策区域における政府が講ずべき措置

項目 ※右欄が定性的目標		取組状況（R5フォローアップ回答から）
計画的かつ早急な予防対策の推進	石油コンビナート防災対策の充実等【消防庁、経済産業省】 ・防災体制の強化や防災資機材の整備を図る。	【消防庁】 ○石油コンビナート等防災計画に基づく訓練を年度内に実施率85%（訓練を実施した防災本部の割合28/防災本部の数33） ○石油コンビナート等防災計画には、影響評価も含めた災害対応について記載がされており、石油コンビナート等防災本部で対応する体制を整えている。 ○緊急消防援助隊にエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）を整備しているほか、コンビナート事業者に防災資機材の整備を義務づけ整備がなされている。
	・石油精製プラント等高圧ガス設備に係る耐震性向上の促進及び耐震性診断手法の普及を図る。	【経済産業省】 ○高圧ガス設備を保有する事業者に対し、耐震補強対策の支援を実施。また、高圧ガス設備の耐震設計に係る調査を実施。 ○コンビナート地域でのサイトスペシフィック地震動の標準波を検討中。液状化の予測、評価方法について指針を取りまとめ中。
津波対策	(ii) 海岸保全施設整備の推進 ・津波等による浸水から防護するため、海岸保全施設の整備、開口部の水門等の自動化・遠隔操作化、海岸堤防等の耐震化、嵩上げ等を推進する。	【農林水産省、国土交通省】 ○海岸堤防の耐震化対策等を実施。（第4次社会資本整備重点計画における指標にも登録されており、令和2年度までに概ね目標を達成済み。） ○水門・樋門等の自動化・遠隔操作化等を実施。（第4次社会資本整備重点計画における指標にも登録されており、令和2年度までに概ね目標を達成済み。） ○東日本大震災では、海岸防災林が津波エネルギーの減衰や到達時間の遅延、漂流物の補足等の被害軽減効果を発揮したことを踏まえ、根の緊縛力を高め、根返しにくい林帯を造成するため、盛土による生育基盤の確保、植栽等の整備を進めるなど、被災した海岸防災林の再生及び全国的な海岸防災林の整備を進めている
	(iii) 官庁施設の津波対策 ・津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する。	【国土交通省】 ○津波浸水地域に立地する官庁施設について、屋上階段等の整備により、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、自家発電設備等の上階設置等、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に改修を順次実施している。 ○津波対策を毎年度実施しており、順調に進捗していると判断する。

注）「取組状況（R5フォローアップ回答から）」の部分については、「定性的目標」だけでなく、「施策本文」に対応する取組を含んでいる。

首都直下地震緊急対策推進基本計画の定性的目標の進捗状況（8/12）

＜目標と進捗状況＞ 緊急対策区域における政府が講ずべき措置

項目 ※右欄が定性的目標		取組状況（R5フォローアップ回答から）
津波対策	(v)津波警報等の的確な発表 ・津波警報等を的確に発表するとともに、沖合津波観測データを活用する。	【気象庁】 ○観測施設や情報システムの維持管理・更新等により津波警報等の迅速かつ安定的な発表体制を維持している。 ○国立研究開発法人防災科学技術研究所が運用している地震・津波観測監視システム（DONET）の海底津波計及び日本海溝海底地震津波観測網（S-net）の海底津波計のデータ等を取得し、津波警報の更新等に活用している。 ○複数の沖合観測点で観測される津波波形データを用いて、より精度良く津波の高さを予測する手法（tFISH）を新たに開発し、平成31年3月より津波警報等の更新に活用している。
	(vii)避難勧告・指示の基準の作成 ・津波に係る具体的な避難勧告・指示の発令基準を作成する。	【消防庁】 ○避難指示の発令基準を含む「避難情報に関するガイドライン」の策定については、ガイドラインの改定内容を周知するとともに、地方財政措置を講じ地方公共団体の取組を支援している。
	(viii)港内における船舶津波対策の充実 ・地域特性に応じた港内における船舶津波対策の充実を図る。	【海上保安庁】 ○気象庁からの津波にかかる警報等が発表された際、速やかに港内にある船舶が執るべき対応について、定期的に各港に設置されている協議会等で確認するとともに、港長（又は海上保安部長等）からの勧告等が確実に周知されるよう、情報伝達体制の定期的な点検・確認を実施した。
	(ix)避難路、避難用通路の整備 ・早期避難が可能となるよう、避難路、海岸堤防スロープ等の避難用通路の整備を推進する。	【国土交通省・農林水産省】 ○避難対策としての管理用通路の整備及び避難通路の設置（堤防スロープ等）を推進している。（避難対策としての管理用通路の整備及び避難通路の設置（堤防スロープ等）を交付金事業の対象として位置づけ済み。）
	・地震により発生が予測される津波の挙動を図示した津波防災情報図を整備・提供することで、船舶の津波対策や避泊水域の検討など、港湾内の船舶の津波防災対策を支援する。	【海上保安庁】 ○整備予定の7海域の津波防災情報図の作成が完成した。
災害復旧・復興への備え	・拠点機能形成車両、津波・大規模風水害対策車両等の車両やヘリポート・救助活動拠点等施設の整備促進を図る。	【消防庁】 ○津波・大規模風水害対策車については、令和2年度末に47都道府県に対し配備が完了している。 ○拠点機能形成車については、47都道府県に配備する方針であり、令和5年度までに30台を整備。 ○ヘリポート・救助活動等拠点施設等については、消防防災施設整備費補助金の対象とし、整備を促進。

注）「取組状況（R5フォローアップ回答から）」の部分については、「定性的目標」だけでなく、「施策本文」に対応する取組を含んでいる。

* 定性的目標の再掲箇所は、割愛

首都直下地震緊急対策推進基本計画の定性的目標の進捗状況（9/12）

＜目標と進捗状況＞ 緊急対策区域における政府が講ずべき措置

項目 ※右欄が定性的目標		取組状況（R5フォローアップ回答から）
災害復旧・復興への備え	・自衛隊等との連携強化を図る。	【消防庁】 ○自衛隊輸送機による緊急消防援助隊車両の輸送に関し、自衛隊との積載検証を実施中。
	(ii)救助体制の充実 ・特別高度救助隊等の整備や車両・資機材の配備を進めることにより、救助体制の充実を図る。	【消防庁】 ○救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正（平成18年3月28日公布）し、特別高度救助隊等の配置について定め、特別高度救助隊を東京消防庁及び政令市に、高度救助隊を各都道府県に1隊以上整備できるよう中核市等に整備した。中核市の増加及び消防本部による自主整備により高度救助隊の隊数が増加している状況である。 震災時の救助活動に特に有効な重機・重機搬送車については、全国へ計画的に計50台を配備し、救助体制の充実を図った。 また、自衛隊輸送機へ搭載可能な大規模震災用高度救助車の配備、震災時の瓦礫除去等を目的とした重機及びその搬送車の配備等、震災時に機動力を発揮する車両の配備を進めるとともに、倒壊・座屈建物からの効果的かつ先進的救助手法の検討を実施し、マニュアルとしてとりまとめ、救助技術の向上を図った。 関係省庁（警察庁、海上保安庁、防衛省、内閣府、国土交通省、法務省）の協力のもと、関係機関との活動調整における必要な取組み事項等をまとめた「大規模災害時の救助・捜索活動における関係機関連携要領」を策定し、消防本部の活動調整等の対処能力の向上及び関係機関連携の促進を図った。 救助体制の充実に向け、緊急消防援助隊設備整備費補助金などの財政支援を行っていく。
	(iii)警察災害派遣隊の充実強化等 ・より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練の実施、車両・装備資機材の充実強化等により、警察災害派遣隊の救出救助能力の強化、持続活動能力の向上、効果的な部隊運用等を図る。	【警察庁】 ○毎年各都道府県警察及び各管区毎において訓練を実施し、部隊の能力向上に努めているほか、計画的に装備資機材の整備を行っている。 ○地震による建物倒壊等の救助事案に対応するため、各種装備資機材を配備しているところ、重量物を簡単に持ち上げ、狭隘空間に短時間で進入できる新型エアジャッキの導入を検討中である。 装備品の配備を行い「部隊の充実強化」を行っている。 ○関係都県警察においては、信号機が滅灯した場合や緊急交通路を指定した場合の交通規制訓練を実施している。 ○都庁・県庁等への参集要員を指定しリエゾン派遣の体制を構築。
	(iv)救助部隊の体制整備 ・首都直下地震発災時に、より迅速かつ適切な自衛隊の災害派遣活動を行い得る体制を整備する。	【防衛省】 ○毎年実施する自衛隊統合防災演習をはじめとする各種訓練や災害派遣での教訓を踏まえ、首都直下地震に関する自衛隊の計画の改訂を実施。 ○毎年、実態に即した見直しを実施することにより、迅速かつ適切な計画を常時保持。

注）「取組状況（R5フォローアップ回答から）」の部分については、「定性的目標」だけでなく、「施策本文」に対応する取組を含んでいる。

首都直下地震緊急対策推進基本計画の定性的目標の進捗状況（10/12）

<目標と進捗状況> 緊急対策区域における政府が講ずべき措置

項目 ※右欄が定性的目標		取組状況（R 5フォローアップ回答から）
災害復旧・復興への備え	(v)救助勢力の機動性の向上と充実・強化 ・機動性の高い救助体制の充実・強化を図る。	【海上保安庁】 ○首都直下地震を想定した関係機関との合同訓練を実施し、潜水土等救助勢力の救助技術・能力の向上を図った。 ○令和5年度、機動救難士を釧路航空基地に新たに配置するとともに、平成28年から平成30年にかけて一部の管区本部救難課、航空基地及び羽田特殊救難基地に専門官（医療支援担当）等を配置したほか、機動救難体制の拡充により必要となった資器材等を整備し、高度な救急救命体制の強化を図った。 ○心肺機能停止前の重度傷病者に対する輸液（点滴）及び薬剤投与（低血糖の者に対するブドウ糖溶液の投与）の実施に必要な資器材等を整備したほか、吊上げ救助等に必要となる各種資器材を整備した。 ○発災時における救助・救急体制の強化のため、災害対応力を有する巡視船艇・航空機を整備した。 ○単独で応急処置が実施できる救急員を潜水土が乗船する巡視船へ配置した。
	(vi)TEC-FORCE活動の強化 ・TEC-FORCE活動計画を策定し、迅速な派遣が実施できる体制を構築する。	【国土交通省】 ○国土交通省において「首都直下地震におけるTEC-FORCE活動計画（平成29年8月24日）」を策定。 ○本計画に基づく具体的な活動計画を、各地方整備局等において策定済み。 ○具体的なTEC-FORCE活動計画に基づき、訓練等を実施するなど、適切に対策を講じている。
	避難行動要支援者の避難支援等対策の推進 ・市町村が避難行動要支援者名簿を作成・活用し、避難行動要支援者の避難支援等を適切に実施する。	【内閣府（防災）】 ○「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月（令和4年4月改定）にて、設置した指定避難所の数では不足する場合には、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を確保することを、様々な研修等の機会を通じて促しているところ。 ○避難行動要支援者の避難支援対策については、令和3年5月の災害対策基本法の改正を踏まえ取組指針を改定し、周知するとともに、地方財政措置を講じ、調査結果を踏まえ助言するなど地方公共団体の取組を支援している。 ○応急仮設住宅は、都道府県及び救助実施市が実施主体となり、住宅を失い自らの資力では確保することが困難な者に対して提供することとなる。 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（内閣府告示第228号）において、民間賃貸住宅を借上げて提供する「賃貸型応急住宅」については、災害発生の日から、プレハブ、木造及びムービングハウス等の「建設型応急住宅」については、災害発生の日から20日以内に着工することとしており、平常時から発災後の業務オペレーションを想定した訓練を実施するなど必要な対策を講じ、一日でも早く、一人でも多くの被災者が応急仮設住宅に入居できるよう周知を図っている。災害救助法を適用し、応急仮設住宅（賃貸型、建設型）の提供が必要となる大規模な災害については、内閣府職員を現地に派遣し、適用市町村に対する救助法の説明、救助に関する必要な助言等を行っている。 【消防庁】 ○避難行動要支援者の避難支援対策については、令和3年5月の災害対策基本法の改正を踏まえ取組指針を周知するとともに、地方財政措置を講じ、調査結果を踏まえ助言するなど地方公共団体の取組を支援している。

首都直下地震緊急対策推進基本計画の定性的目標の進捗状況（11/12）

＜目標と進捗状況＞ 緊急対策区域における政府が講ずべき措置

項目 ※右欄が定性的目標		取組状況（R 5フォローアップ回答から）
災害復旧・復興への備え	(i)防災研修の推進 ・防災研修の推進により、地方公共団体の首長及び職員等の防災対応能力の向上を図る。	【内閣府】 ○平成26年度より、全国の市区長及び町村長を対象とした「全国防災・危機管理トップセミナー」を毎年開催するとともに、令和2年度より、地方公共団体の防災責任者等を対象とした「自治体危機管理・防災責任者研修」等を毎年実施している。更に、地域防災力の強化に向け、平成25年度より、国・地方公共団体等の職員を対象とした「防災スペシャリスト養成」有明の丘研修等を毎年実施している。 【消防庁】 ○避難情報の発令判断等に関するシミュレーション訓練の実施や、被災首長による講演を含む「全国防災・危機管理トップセミナー」を実施することで、地方公共団体の取組を支援している。
	(ii)防災教育の推進 ・防災教育の推進により、地域住民及び児童生徒等の防災知識等の普及を図る	【内閣府】 ○昭和60年度より、防災意識の向上を図るべく、防災ポスターコンクールを実施。平成16年度からは、全国の防災教育に意欲を持つ団体・学校・個人等から防災教育チャレンジプランを募集し、令和 4 年度末時点で延べ340件以上の取組事例の支援を実施。また、平成28年度には教育コンテンツの作成・提供（自助・共助の重要性を啓発する動画をホームページへ掲載）を行った。 ○地区居住者等が普段から地域の災害リスクを把握し、計画を立てるなどの「地区防災計画」の策定を推進している。 【消防庁】 ○「児童生徒等に対する防災教育の実施について」（令和 3 年12月 1 日付け消防地第416号・同日付け文部科学省事務連絡）を発出し、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において消防団員が参画し、体験的・実践的な防災教育の推進に取り組むよう都道府県・市町村に要請した。 【文部科学省】 ○学習指導要領の改訂に合わせ『「生きる力」をはぐむ学校での安全教育』を作成し、教職員等向けの研修会等を実施して、児童生徒等が安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で確実に育むことができるよう、地域の特性等に応じて教育課程を編成するよう促した。
	・国と地方公共団体等が協力して、津波情報等伝達・提供訓練、水門・陸閘等の閉鎖訓練、救助・救護訓練、道路障害物・港湾危険物撤去訓練、緊急物資輸送訓練等の津波防災総合訓練を毎年実施する。	【国土交通省】 ○毎年、「津波の日」にあわせた時期に、地方公共団体と連携し、首都直下地震を想定（津波も含めた被害想定）した総合防災訓練を実施。 【海上保安庁】 ○例年、「防災週間」及び「津波防災の日」を中心とした期間に関係機関等と津波防災に関する合同訓練を実施し、防災意識の高揚、防災知識の普及及び防災体制の整備に努めている。 【農林水産省】 ○内閣府防災主催の各種訓練（首都直下地震想定緊急災害対策本部事務局運営訓練等）に参画する等して連携を図っている。 【消防庁】 ○避難訓練の実施を含む津波避難計画の策定については、地方財政措置を講じるとともに、調査結果を踏まえ助言するなど地方公共団体の取組を支援している。

首都直下地震緊急対策推進基本計画の定性的目標の進捗状況（12/12）

＜目標と進捗状況＞ 緊急対策区域における政府が講ずべき措置

項目 ※右欄が定性的目標		取組状況（R5フォローアップ回答から）
企業活動 の回復維持	（ii）地区防災計画制度の活用 ・地域住民の自発的な取組による地区防災計画制度の活用を進める。	【内閣府】 地区居住者等が普段から地域の災害リスクを把握し、計画を立てるなどの「地区防災計画」の策定を推進している。 様々な手段を用いた普及啓発により、適切に周知が図られていると考えるが、さらなる防災意識向上のため周知を継続する必要がある。 令和4年4月1日現在で、地域防災計画に反映済みとなった地区が2,091地区となった。
	（ii）避難誘導対策の強化 ・避難場所等に係る標準化したピクトグラムの整備に向けた取組を進める。	【内閣府】 ○平成28年3月、「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）」等が、日本工業規格（JIS）※で制定・改正されたのを受け、関係府省庁等による避難場所等の案内板等の整備取組について、消防庁とともに全国の地方公共団体に対し周知を実施。また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催においては、外国人旅行客向け多言語対応の一環として同取組を実施。一方、経産省では国際的な避難誘導システムとしての標準化を目指し、同規格をISOに提案。令和4年2月のISO発行（ISO22578）を受け、ISO22578とJIS Z9098の間に生じた差異の確認ならびに整合性を図るための原案作成委員会が令和4年度に設置されたことから、内閣府（防災担当）は委員として委員として参画し、JIS Z 9098の適切な改正を目指しているところである。※令和元年7月に日本産業規格（JIS）に名称変更 【消防庁】 ○標準化したピクトグラムの周知については、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて周知し、避難標識の整備に係る助言や地方財政措置を講じるなど地方公共団体の取組を支援した。

注）「取組状況（R5フォローアップ回答から）」の部分については、「定性的目標」だけでなく、「施策本文」に対応する取組を含んでいる。